

2024 年 4 月

ほしが丘町内会 会員の皆様

ほしが丘町内会

令和 6 年 定時総会議案 夢トピア星置町内会連合会

向春の候、町内会会員の皆様におかれましては、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から町内会活動にご理解を賜りまして、厚く御礼申し上げます

夢トピア星置町内会連合会より令和 6 年度の夢トピア星置町内会連合会総会の案内がきています。

開催日時：2024 年 5 月 26 日 13 時 30 分

場所：夢トピアコスモプラザ

こちらは、実物回覧にて議案書を回付しておりますので、大封筒の「議案」をお読みの上、委任いただける方は、同封の「書面評決書」に番地、氏名を記入して回付をお願いいたします。

夢トピア星置町内会連合会への提出が 5 月 19 日となっておりますので、それ以前に全回覧が完了しお届けする必要がございますので、回覧は速やかに実施いただけますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、回付を早めに実施いただけるように、定時総会議案書資料、およびきまりを合わせて PDF にて掲載いたしますので、しっかりお読みになりたい方は、電子回覧での参照にご協力ください。

なお、班長さんは回覧完了後、担当役員へのご連絡をお願いいたします。

原本に相違ないことを証明します。

夢トピア星置町内会連合会 会長 小林 宏 史

令和6年 定時総会議案

と き 2024.5.26 PM 1:30

ところ 夢トピアコスモプラザ



住 民 憲 章

わたしたちは、手稲山と石狩湾に囲まれた、自然と町並みが調和した夢トピア星置の住民です。

審議案第2号

まちであることを願っています。

わたしたちは、互いの幸せと快適な生活環境の確保につとめ、子どもからお年寄り

審議案第3号

審議案第4号

- ☆ 明るく、楽しい、健やかなまちにしましょう。
- ☆ 住民同士、心のふれ合うあたたかなまちにしましょう。
- ☆ 地域が連帯して、安全で住みよいまちにしましょう。
- ☆ 老後も、安心して住み続けられるまちにしましょう。
- ☆ 未来をになう、子どもの幸せなまちにしましょう。
- ☆ 文化を高め、スポーツを愛する健全なまちにしましょう。

夢トピア星置町内会連合会

令和6年（第36回） 定時総会議案

と き 2024.5.26 PM1:30

ところ 夢トピアコスモプラザ



住民憲章

わたしたちは、手稲山と石狩湾に囲まれた、自然と町並みが調和した夢トピア星置の住民です。

豊かな生活であることを、そして明るく、住み良い心のふれ合いのあるあたたかなまちであることを願っています。

わたしたちは、互いの幸せと快適な生活環境の確保につとめ、子どもからお年寄りまで、誰もが安全で安心して生活ができる、豊かな地域社会を目指すために、ここに「住民憲章」を定めます。

- ☆ 明るく、楽しい、健やかなまちにしましょう。
- ☆ 住民同士、心のふれ合うあたたかなまちにしましょう。
- ☆ 地域が連帯して、安全で住みよいまちにしましょう。
- ☆ 老後も、安心して住み続けられるまちにしましょう。
- ☆ 未来をにう、子どもの幸せなまちにしましょう。
- ☆ 文化を高め、スポーツを愛する健全なまちにしましょう。

夢トピア星置町内会連合会

総 会 議 題

議 題

1. 報 告 事 項

報告議案第1号	令和5年度事業活動報告	P1~7
報告議案第2号	令和5年度各会計決算報告	P8~9
	1. 一般会計決算	
	2. 排雪事業特別会計決算	
	3. 財政調整基金決算	
	4. コスモプラザ管理運営基金決算	
	監査報告	P10

2. 審 議 事 項

審議案第1号	令和6年度事業計画（案）	P11~13
審議案第2号	令和6年度各会計予算（案）	P14~15
	1. 一般会計予算（案）	
	2. 排雪事業特別会計予算（案）	
	3. 財政調整基金予算（案）	
	4. コスモプラザ管理運営基金予算（案）	
審議案第3号	「きまり」の改正について（案）	P16
審議案第4号	役員の選任について（案）	P17

1. 会議等

会 議 名	実 施 日	主 要 議 題
◇ 定 時 総 会 (書面表決)	R5.5.28	・令和4年度事業活動及び決算報告 ・監査報告 ・令和5年度事業計画及び会計予算 ・役員の選任について
◇ 役 員 会 (通常開催)	R5.12.16	・令和5年度パートナーシップ排雪について ・助成金制度の見直しについて ・フェスティバル開催結果と来年度開催方針について ・令和5年度の決算見込みについて ・コスモプラザ1階ホールのエアコン設置について ・総会への出欠、委任状提出方法について ・令和6年定時総会の開催方法について ・コスモプラザ連絡棚の利用について

会 議 名	実 施 日	主 要 議 題
◇ 部 長 会 メールによる部長会 (「M部長会」)	※発行日	
第1回 M部長会	R5.4.2	・総会に向けての今後のスケジュールについて
第2回 M部長会	R5.4.8	・R4監査報告について
第3回 M部長会	R5.4.19	・役員選考委員会開催結果について
第4回 M部長会	R5.5.5	・コスモプラザ新型コロナウイルス対策の見直しについて
第5回 M部長会	R5.6.4	・会議方針について ・電子回覧、電子投票について ・会員異動報告書と分担会費納付方法見直し ・会計部からの通知
第6回 M部長会	R5.6.21	・フェスティバル委員の指名及び委員会開催について ・コスモプラザ駐車場改修工事の見積もり ・会計部からの通知(4-6月期会計報告依頼)
第7回 M部長会	R5.7.5	・プロジェクター貸出の件について ・カラオケ機械契約更新の件について ・コスモプラザ消耗品等購入について ・各部からの報告、通知
第8回 M部長会	R5.7.19	・提案型プロジェクト要綱案制定について ・フェスティバル運営に関する伺いについて ・各部からの報告、通知 ・6月までの支出入実績報告 第2期予算配分について
第9回 M部長会	R5.8.1	・今年度緊急連絡網の整備について ・社協から広報誌への掲載依頼について ・各部からの報告、通知

第10回 M部長会	R5.8.17	・金星町内会からの申し入れ ・各部からの報告、通知 ・7月までの支出入実績報告
第11回 M部長会	R5.9.2	・インボイス制度への対応について ・新規会館利用申し込みについて ・各部からの報告、通知
第12回 M部長会	R5.9.15	・インボイス制度への対応について ・「星のまたたき」掲載記事等基準の一部改定について ・各部からの報告、通知 ・8月までの支出入実績報告
第13回 M部長会	R5.10.1	・市民集会施設建築費補助金申請について ・手稲区消防署防火の出前講座申し込みについて ・コスモプラザ駐車場改修工事について ・会員名簿専用PCの運用、WiFi利用について ・各部からの報告、通知
第14回 M部長会	R5.10.15	・令和5年度役員会について ・メール部長会での決定（決済）の在り方について ・市民集会施設建築費助成金の交付決定通知 ・各部からの報告 ・9月までの支出入実績報告 第3期予算配分について
第15回 M部長会	R5.11.13	・令和5年度役員会について ・来年度の地域活動団体助成金について ・コスモプラザ書棚購入、散水栓修繕、集水桝調査について ・コスモプラザ自衛消防訓練について ・各部からの報告 ・10月までの支出入報告
第16回 M部長会	R5.12.16	・令和5年度役員会について ・コスモプラザ除排雪作業の委託について ・各部からの報告 ・11月までの支出入実績報告 ・メール部長会 メール決裁について
第17回 M部長会	R6.1.10	・令和5年度役員会議事録 ・新年度役員改選について ・各部からの報告 ・12月までの支出入実績報告 第3期会計報告依頼 ・旅費交通費の支出事務について
第18回 M部長会	R6.2.17	・パートナーシップ排雪の実施について ・コスモプラザ物置の整理について ・コスモプラザ使用に関する細則制定について ・各部からの報告、通知 ・1月までの支出入実績報告
第19回 M部長会	R6.3.17	・令和6年定時総会について ・地域活動団体助成金交付要綱制定 ・コスモプラザ連絡棚運用の休止について ・各部からの報告、通知 ・2月までの支出入実績報告

2. 令和5年度 各部事業活動報告について

【 総務部所管事業 】

事業活動項目	実施時期	記 事
1. 町連総括事務 (1)町連各部及び各町内会との連絡・調整及び会議等の事務取り扱い (2)町内会からの各種要望事案の調整・処理 (3)たより、案内、パンフレット等の回覧物の削減による回覧負担軽減 (4)会計事務PC管理による月次経理及び収支の適正管理実施 (5)コスモプラザの工事に係る補助金申請及び請求事務 (6)町連及び全町内会役員等に対する「自治会活動保険」加入事務の取り扱い (7)全町内会ファミリー別「会員名簿」の作成と期別補正 (8)コスモプラザ連絡棚の運用 (9)新型コロナウイルス感染拡大防止対策での会議等の開催方法の変更	通 年 // // // // 毎四半期 通 年 通 年	内容審議のうえ、広報誌掲載 新会計事務処理の導入 自動ドア装置および裏ロドア錠交換 会員名簿専用PCによる 「連絡棚運用基準」による メール部長会等
2. 行政及び地区内住民組織・団体等との地域活動 (1)星置まちづくりセンターとの連携・調整と地域への周知活動 (2)手稲区連合町内会連絡協議会関係事業活動への参画 (3)星置地区連合町内会連絡協議会関係事業活動への参画 (4)星置地区社会福祉協議会関係事業活動への参画 (5)夢のまちづくり星置・山口の会関係事業活動への参画 (6)星置地区福祉のまち推進センター関係事業への参画 (7)星置中学校区青少年健全育成推進会への参画	通 年 // // // // // //	
3. 地域内各種団体・行事等への協賛・協力 (1)駅前商店街振興組合主催「2023きらめく星まつり」 (2)駅前商店街振興組合主催「まちの灯り」 (3)駅前商店街振興組合主催「星ハロウィン」 (4)星置東小、星置中学校 (5)WAY	7 月 1 月 10月 通 年 //	町連後援 町連後援 町連後援 町連後援 町連後援

【 広報部所管事業 】

事業活動項目	実施時期	記 事
1. 広報誌「星のまたたき」の発行 毎月1回（第1日曜日）発行（各町内会で回覧）	通 年	A3両面 随時更新
2. ホームページでの情報発信	通 年	

【 管財部所管事業 】

事業活動項目	実施時期	記 事
1. コスモプラザ利用状況 (1)利用時間 年末年始、盆休みを除く毎日9時～21時 (2)貸室 利用件数893件（令和4年度836件） ・有料728件 各種団体、グループ（令和4年度672件） ・無料165件 町連、町内会の会議ほか（令和4年度164件）	通 年	市の補助事業
2. 修繕及び備品設置等 ・駐車場補修工事	9月	
・自動ドア駆動装置更新、勝手口鍵更新	10月	
・会計書類用書棚設置	11月	
・屋外水栓更新	12月	
・ホール、事務室ドアヒンジ更新	12月	

【 環境部所管事業 】

事業活動項目	実施時期	記 事
1. 環境保全・美化事業 (1)環境美化 町内一斉清掃（市の清掃月間に対応） (2)街路の「マス花壇」用花苗の配付のお知らせ (3)資源回収の実施 2023年 実績 資源売却額539,320円+市奨励金359,300円=計898,620円 (4)啓発活動 ・資源物の分別・資源化の推進	春・ 5月 夏・ 7月 秋・ 10月 R6.3月 通年 毎月第4日曜日 通 年	各町内会毎に実施 広報でお知らせ 各町内会で申し込み 回収引取業者 （有）八王子商会 広報誌「星のまたたき」 ホームページ等
2. 冬の道路の安全向上 (1)令和5年度 手稲区南地区除雪連絡協議会 (2)札幌市の「パートナーシップ排雪」制度による排雪	11月21日 2月10日～ 2月27日	手稲区民センター
3. 会議等 (1)環境部長会 環境部の事業等について (2)手稲区クリーンさっぽろ衛生推進協議会 総 会 ・施設見学会	7月14日 6月15日 9月14日	 手稲区民センター 中沼資源選別センター 発寒清掃工場

【 文化部所管事業 】

事業活動項目	実施時期	記 事
1. 文化事業等の実施 ①「2023きらめく星まつり」への後援 ②第「17回まちの灯り」への後援 ③第31回「夢トピア星置夏のフェスティバル 納涼盆踊り 大会」の開催 ④日帰り親睦バスツアー 施設見学	7月8日 1月26日 8月12日 10月	 中止
2. フェスティバル委員会等の開催 ①文化部（フェスティバル委員）会議 ②フェスティバル委員会	6月 7月 17日	中止

【 女性部所管事業 】

事業活動項目	実施時期	記 事
1. 交通安全母の会の活動 ・ 早朝一斉街頭啓発 7:45～8:15 (東小前・曲長通り・アーキシティ前) 「春の交通安全市民総ぐるみ運動」 「夏の交通安全市民総ぐるみ運動」 「秋の交通安全市民総ぐるみ運動」 「冬の交通安全市民総ぐるみ運動」 ・ 新一年生登校時交通安全啓発 ・ 手稲区・小樽・石狩市合同街頭啓発 ・ JR星置駅付近街頭啓発 ・ 星置東小学校スクールゾーン実行委員会へ参画 ・ 新1年生のプレゼント 「ていぬくん」作り 協力者延30名(コスモプラザで制作) 星置東小学校へ贈呈	5月11日 7月13日 9月21日 11月13日 4月7日 7月29日 11月17日 6月・12月 2月28・29日 3月14日	11名 10名 10名 10名 10名 2名 4名 12月はインフルエンザ中止 約100個制作 星置東小学校玄関にて
2. 子育て支援活動 ・ 子育てサロン「いちばん星」への支援	毎月1回 原則第四月曜日	12回実施 参加延べ人数 親子・スタッフ合計370人
3. 女性部活性化事業 ・ 活性化ショップ	1月29日	来場者他約230人参加
4. 女性部長会 (交通安全母の会定例会兼)	6月23日 9月15日 1月16日	年間計画 役割分担 活動状況・活性化ショップ打ち合わせなど
5. 星置連絡協議会女性部事業 両町連女性部長情報交換 施設見学(エスコンフィールド)	10月31日	夢トピア10名参加
【 福祉部所管事業 】		
事業活動項目	実施時期	記 事
1. 健康づくり対策 ― がん検診 ・ 胃がん、大腸がん検診(手稲区保健福祉部) ・ がん検診(北海道対がん協会)	7月27日、28日 10月19日、27日	96名検診 36名検診(町内会申込み分のみ)
2. 福祉部長会議の開催	5月	部長会議は開催せず。文書による連絡。

【生活安全部所管事業】

事業活動項目	実施時期	記 事
1. 防災・防火啓発活動、主要会議など (1)「火災予防街頭啓発 春」 アークス星置店前 (2) 生活安全部理事会議 (3)生活安全部長会議の開催 今年度の活動予定他 (4)防火委員会・理事会・総会 手稲区民センター (5)手稲区総合防災訓練 (6)手稲消防署出前講座 コスモプラザ (7)手稲区防火委員研修会 手稲区民センター (8)区民の集い 防災研修 手稲区民センター (9) 防火委員会理事会 手稲区民センター	4月23日 5月14日 6月4日 6月29日 9月1日 10月29日 11月20日 3月6日 3月8日	防火委員参加 前年度理事も含め開催 単町生活安全部長参加 防火委員参加 天候不良で中止 単町生活安全部長参加 防火委員参加 町連参加 理事参加
2 防犯啓発活動 (1)「安全パトロール」の実施と指摘事項の是正など ・各単位町内会がエリア内でそれぞれ実施 (2)星置東小学校区内安全対策の実施 ・スクールゾーン実行委員会 星置東小学校 (3) 手稲防犯協会役員・支部長会議 手稲警察署 (4)手稲防犯協会役員会 手稲警察署	6月～11月 6月23日 12月14日 5月24日 7月26日	委員参加 インフルエンザで中止 支部長参加 支部長参加
3. 交通安全事業 (1)セーフティコールへの参加 (7:45～8:30) ・星置東小学校児童登校時 通学路の主要交差点で児童誘導 (2) 手稲区交通安全運動推進総会 手稲区民センター (3) 手稲交通安全協会総会 手稲警察署 (4) 交通安全街頭啓発 手稲区・小樽市・石狩市合同	5月11日 7月13日 9月21日 11月13日 5月26日 6月7日 9月29日	町連生活安全部 担当者参加

令和5年度一般会計決算書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

〔収入〕

単位：円

項 目		予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
会 費	分 担 会 費	7,080,000	7,050,490	29,510	20町内会分担会費
使 用 料 金	コスモプラザ使用料金	2,160,000	2,122,240	37,760	コスモプラザ使用料金
助 成 及 び 交 付 金	住 民 組 織 助 成 金	283,200	259,600	23,600	住民組織助成金(市)
	特 別 事 業 助 成 金	130,000	110,000	20,000	町内会デジタル活用促進補助金
	奨 励 金	448,000	359,300	88,700	集団資源回収奨励金(市)
	小 計	861,200	728,900	132,300	
繰 越 金	繰 越 金	1,057,867	1,047,867	10,000	前年度繰越金
繰 入 金	繰 入 金	0	0	0	
諸 収 入	利 息	20	15	5	預金利息
	寄 付 金 及 び 雑 収 入	650,000	578,261	71,739	資源回収料、自販機電気代等
	小 計	650,020	578,276	71,744	
収 入 合 計		11,809,087	11,527,773	281,314	

〔支出〕

単位：円

項 目		予 算 額(A)	決 算 額(B)	差 額(A-B)	備 考
会 議 費	総 会 及 び 役 員 会 費	50,000	0	50,000	役員会、部長会経費
総 務 管 理 費	役 員 行 動 費	592,000	504,000	88,000	役員等手当
	旅 費 交 通 費	170,000	0	170,000	※各事業活動費配分から支出
	一 般 管 理 費	1,680,000	793,107	886,893	コピー使用料、リース料他
	慶 弔 費	30,000	0	30,000	町連外の慶弔費他
	渉 外 費	20,000	37,248	-17,248	対外祭事費他
	小 計	2,492,000	1,334,355	1,157,645	
事 業 活 動 費	総 務 部	530,000	591,044	-61,044	助成金、協賛金他
	会 計 部	20,000	0	20,000	会議費、消耗品費
	管 財 部	4,270,000	4,205,489	64,511	委託料、光熱水料、修繕費他
	広 報 部	32,000	16,943	15,057	消耗品費
	福 祉 部	65,000	9,008	55,992	会議費、消耗品費等
	環 境 部	30,000	10,674	19,326	会議費、消耗品費
	生 活 安 全 部	75,000	29,500	45,500	街路灯設置助成金他
	文 化 部	1,730,000	1,197,375	532,625	納涼盆踊り
	女 性 部	80,000	45,370	34,630	女性部活性化事業、講習会費他
小 計	6,832,000	6,105,403	726,597		
資 金 管 理 費	会 館 整 備 資 金	200,000	200,000	0	コスモプラザ管理運営基金へ繰入
	財 政 調 整 資 金	100,000	100,000	0	財政調整基金へ繰入
	排 雪 事 業 特 別 会 計	1,000,000	1,000,000	0	排雪事業特別会計へ繰入
	小 計	1,300,000	1,300,000	0	
諸 支 出 金	負 担 金	70,000		70,000	団体会費、行事参加費
	雑 支 出	10,000	5,500	4,500	振込手数料他
	小 計	80,000	5,500	74,500	
予 備 費	予 備 費	1,055,087	0	1,055,087	残額は次年度繰越金へ
支 出 計		11,809,087	8,745,258	3,063,829	
繰 越 金			2,782,515		
支 出 合 計		11,809,087	11,527,773	281,314	

令和5年度 排雪事業特別会計 決算書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

〔収入〕

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
排 雪 負 担 金	6,300,000	6,228,940	71,060	町内会負担金
繰 入 金	1,000,000	1,000,000	0	一般会計より繰入
繰 越 金	855,243	855,243	0	前年度繰越金
雑 収 入	10	14	-4	預金利息
収 入 合 計	8,155,253	8,084,197	71,056	

〔支出〕

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
排 雪 費	7,500,000	6,777,750	722,250	
事 務 費	5,000	0	5,000	
雑 支 出	1,000	440	560	振込手数料
予 備 費	649,253	0	649,253	
支 出 計	8,155,253	6,778,190	1,377,063	
繰 越 金	0	1,306,007	-1,306,007	次年度繰越金
支 出 合 計	8,155,253	8,084,197	71,056	

令和5年度 財政調整基金 決算書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

〔収入〕

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
繰 入 金	100,000	100,000	0	一般会計より繰入
繰 越 金	1,448,466	1,448,466	0	前年度繰越金
雑 収 入	10	12	-2	預金利息
収 入 合 計	1,548,476	1,548,478	-2	

〔支出〕

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
繰 出 金	0	0	0	
繰 越 金	1,548,476	1,548,478	-2	次年度繰越金
支 出 合 計	1,548,476	1,548,478	-2	

令和5年度 コスモプラザ管理運営基金 決算書

(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)

〔収入〕

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
繰 入 金	200,000	200,000	0	一般会計より繰入
繰 越 金	13,043,750	13,043,750	0	前年度繰越金
雑 収 入	600,100	360,111	239,989	預金利息 市民集会施設助成金
収 入 合 計	13,843,850	13,603,861	239,989	

〔支出〕

単位：円

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
会 館 修 繕 費	3,200,000	1,461,900	1,738,100	自動ドア 駐車場修繕
雑 支 出	500	495	5	振込手数料
繰 越 金	10,643,350	12,141,466	-1,498,116	次年度繰越金
支 出 合 計	13,843,850	13,603,861	239,989	

監査報告

令和5年度の一般会計、排雪事業特別会計、財政調整基金、コスモプラザ管理運営基金の決算について、金銭出納簿、収入・支出証憑書類、預金通帳等を厳正に監査した結果、予算の執行・経理処理等適正に処理されていることを確認しました。

また、業務執行の状況について、事業報告、関係書類等を調査した結果、法令及びきまりに従い適正に行われていることを確認しました。

令和6年4月7日

夢トピア星置町内会連合会

監査委員 牧 野 洋 平

監査委員 佐 藤 公 保

審議案 第1号 事業活動計画（案）

【1.まちづくりのための総括的事業】

主要事業及び具体的施策	実施時期等
(1)役員会、各部部長会等を通じて各町内会との連携・協力を図ります。 また、感染拡大防止対策を考慮した町連の事業運営を行います。	通 年
(2)まちづくりセンター等関係行政及び地区内住民組織、団体等との 連絡調整に努めます。	通 年
(3)町内会からの各種要望事項の実現に努めます。	通 年
(4)地域の話題や情報を広報誌「星のまたたき」に掲載します。	毎 月
(5)町連の事業や行事予定を広報誌とホームページで情報提供します。	通 年
(6)「自治会活動賠償責任保険」に加入し、町内会活動中の不慮の事故に 備えます。	通 年
(7)提案型プロジェクト制度で地域の自主的な活動を支援します。	通 年
(8)事業遂行にあたっては経費の削減に努めます。	通 年
(9)会計事務PC管理による適正な経理処理及び収支状況の把握に努めます。	通 年
(10)会計事務を複数で担いバックアップし合います。	通 年
(11)専用のPCにより、会員名簿及び役員名簿の厳格な管理を行います。	通 年
(12)利用規則、細則に基づいてコスモプラザを運営します。	通 年
(13)「コスモプラザ」の建物・設備の維持管理を行います。	通 年

【2.安心・安全支え合いまちづくり事業】

主要事業及び具体的施策	実施時期等
(1)地域の安全・安心への情報提供、連絡調整を行います。 ・行政機関や地域の諸団体と安全安心に係る情報交換を適宜行ないます。 ・町内会や住民に対し、高齢者の福祉や地域の安全安心に係る情報提供や普及、啓発に努めます。 (2)住民の健康増進と親睦を深めるための事業や行事を通じて健康で長寿のまちづくりを進めます。 ・札幌市等が行うがん検診の情報提供ととりまとめへの協力を行います。 (3)不測の事態に備える災害に強いまちづくりに配慮した防火・防災啓発活動に努めます。 ・災害に備え防災体制「災害への備え」に沿って防災啓発を行います。 ・防災資機材を保管します。 ・防災・防犯啓発に有意義な研修会・講習会の参加促進を図ります。 (4)警察署及び地域関係団体と連携し、特に高齢者・児童を対象とした防犯・交通安全に対する啓発活動を実施します。 ・各町内会が無理のない方法で安全パトロールなどの防犯活動につとめ、問題があれば町連に連絡願う。 ・「交通指導員」等による登下校時等の防犯・交通指導活動を支援します。 ・警察、交通安全運動推進委員会等と連携して交通安全啓発を行います。 ・「交通安全母の会」による交通安全啓発活動を行います。	通 年 通 年 札幌市がん検診 7月 対がん協会がん検診 10月 通 年 通 年 上 期 6～11月 通 年 通 年

【3.住み良い環境改善事業】

主要事業及び具体的施策	実施時期等
(1)環境問題に対する意識を高め、ごみの減量、資源化に努めます。 ・ 集団資源回収の推進 ・ ごみ出しマナーの啓発	通 年 通 年
(2)地域の環境保全・美化活動に取り組みます。 ・ 街路の「マス花壇」の花苗植栽への情報提供 ・ ペット飼育マナー向上、野生生物等へのエサやり防止等の啓発	4～5 月 通 年
(3)冬の道路や川の安全性を高めます。 ・ 札幌市の「パートナーシップ排雪」制度を活用した排雪申込のとりまとめ ・ 川への雪捨て防止の啓発	冬 季
(4)「星のまたたき」、回覧版、ホームページでの広報などを通じて、環境美化意識の向上に努めます。	通 年

主要事業及び具体的施策	実施時期等
【4.イベント・文化活動事業】	通 年
(1)明るく楽しいまちに向けて ① フェスティバル納涼盆踊り大会を開催し、地域に明るさと賑わいを広げます。 ② 「きらめく星まつり」の後援。	8 月 7 月
(2)文化を高め、スポーツを愛するまちに向けて ① 各種文化事業などを通じて、文化を高めるとともに住民同士の交流を深めます。 ② スポーツを通じた交流やスポーツを愛する心を育みます。	
(3)心のふれ合うまちに向けて ① 女性のための活性化事業を開催します。 ② 地域の団体などの行う自主的な活動を支援します。	通 年 9月頃

*これらの各事業については、感染症拡大などの事情により、内容、実施時期の変更、中止をすることがあります。

令和6年度一般会計予算(案)

〔収入〕

単位：円

項 目		予 算 額	前年度決算額	差 額	備 考
会 費	分 担 会 費	7,050,000	7,050,490	-490	月平均:2,350戸
使 用 料 金	コスモプラザ使用料金	2,100,000	2,122,240	-22,240	コスモプラザ使用料金
助 成 及 び 交 付 金	住 民 組 織 助 成 金	260,000	259,600	400	住民組織助成金(市)
	特 別 事 業 助 成 金	110,000	110,000	0	コミュニティ活動促進助成金
	奨 励 金	360,000	359,300	700	集団資源回収奨励金(市)
	小 計	730,000	728,900	1,100	
繰 越 金	繰 越 金	2,782,515	1,047,867	1,734,648	前年度繰越金
繰 入 金	繰 入 金	0	0	0	
諸 収 入	利 息	15	15	0	預金利息
	寄 付 金 及 び 雑 収 入	650,000	578,261	71,739	資源回収料、行事参加費他
	小 計	650,015	578,276	71,739	
収 入 合 計		13,312,530	11,527,773	1,784,757	

〔支出〕

単位：円

項 目	予 算 額	前年度決算額	差 額	備 考
会 議 費	総会及び役員会費 50,000	0	50,000	役員会、部長会経費
総 務 管 理 費	役 員 行 動 費 504,000	504,000	0	役員等手当
	一 般 管 理 費 1,000,000	793,107	206,893	コピー使用料、リース料、通信費他
	慶 弔 費 30,000	0	30,000	見舞金他
	渉 外 費 40,000	37,248	2,752	対外祭事費他
	小 計 1,574,000	1,334,355	239,645	
事 業 活 動 費	総 務 部 700,000	591,044	108,956	助成金、協賛金他
	会 計 部 20,000	0	20,000	会議費、消耗品費
	管 財 部 4,403,000	4,205,489	197,511	委託料、光熱水料、修繕費他
	広 報 部 30,000	16,943	13,057	消耗品費
	福 祉 部 10,000	9,008	992	会議費、消耗品費等
	環 境 部 20,000	10,674	9,326	会議費、消耗品費
	生 活 安 全 部 50,000	29,500	20,500	防犯・交通安全対策、防災訓練費他
	文 化 部 1,730,000	1,197,375	532,625	納涼盆踊り他
女 性 部 30,000	45,370	-15,370	女性部活性化事業他	
小 計 6,993,000	6,105,403	887,597		
資 金 管 理 費	会 館 整 備 資 金 1,000,000	200,000	800,000	コスモプラザ管理運営基金へ繰入
	財 政 調 整 資 金 100,000	100,000	0	財政調整基金へ繰入
	排雪事業特別会計 1,000,000	1,000,000	0	排雪事業特別会計へ繰入
小 計 2,100,000	1,300,000	800,000		
諸 支 出 金	負 担 金 70,000		70,000	団体会費、行事参加費
	雑 支 出 10,000	5,500	4,500	振込手数料他
小 計 80,000	5,500	74,500		
予 備 費	予 備 費 2,515,530	0	2,515,530	
支 出 計	10,797,000	8,745,258	2,051,742	
繰 越 金	繰 越 金	2,782,515		次年度繰越金
支 出 合 計	13,312,530	11,527,773	1,784,757	

令和6年度 排雪事業特別会計 予算(案)

〔収入〕

単位：円

項 目	予 算 額	前年度決算額	差 額	備 考
排 雪 負 担 金	6,200,000	6,228,940	-28,940	町内会負担金 (戸建4,000円、 マンション350円、 アパート・商店等5,000円)
繰 入 金	1,000,000	1,000,000	0	一般会計より繰入
繰 越 金	1,306,004	855,243	450,761	前年度繰越金
雑 収 入	14	14	0	預金利息
収 入 合 計	8,506,018	8,084,197	421,821	

〔支出〕

単位：円

項 目	予 算 額	前年度決算額	差 額	備 考
排 雪 費	7,500,000	6,777,750	722,250	仮算定(令和4年度の10%増で計算)
事 務 費	5,000	0	5,000	排雪事業事務費
雑 支 出	1,000	440	560	振込手数料
予 備 費	0	0	0	
支 出 計	7,506,000	6,778,190	727,810	
繰 越 金	1,000,018	1,306,007	-305,989	次年度繰越金
支 出 合 計	8,506,018	8,084,197	421,821	

令和6年度 財政調整基金 予算(案)

〔収入〕

単位：円

項 目	予 算 額	前年度決算額	差 額	備 考
繰 入 金	100,000	100,000	0	一般会計より繰入
繰 越 金	1,548,478	1,548,466	12	前年度繰越金
雑 収 入	12	12	0	預金利息
収 入 合 計	1,648,490	1,548,478	100,012	

〔支出〕

単位：円

項 目	予 算 額	前年度決算額	差 額	備 考
繰 出 金	0	0	0	
繰 越 金	1,648,490	1,548,478	100,012	次年度繰越金
支 出 合 計	1,648,490	1,548,478	100,012	

令和6年度 コスモプラザ管理運営基金 予算(案)

〔収入〕

単位：円

項 目	予 算 額	前年度決算額	増 減	備 考
繰 入 金	1,000,000	200,000	800,000	一般会計より繰入
繰 越 金	12,142,466	13,043,750	-901,284	前年度繰越金
雑 収 入	111	360,111	-360,000	預金利息
収 入 合 計	13,142,577	13,603,861	-461,284	

〔支出〕

単位：円

項 目	予 算 額	前年度決算額	増 減	備 考
会 館 修 繕 費	1,000,000	1,461,900	-461,900	屋上防水補修工事等
雑 支 出	0	495	-495	振込手数料
繰 越 金	12,142,577	12,142,466	111	次年度繰越金
支 出 合 計	13,142,577	13,603,861	-461,284	

審議案 第 3 号 きまりの改正について（案）

夢トピア星置町内会連合会のきまりを次のとおり改正することを提案します。

第6条に次の条文を加えます。

2 総会において書面や電磁的方法による投票を行えるのは、感染症の拡大などにより会議場に集合して開催することが困難な場合に限ることとします。

3 前項の書面や電磁的方法による投票は、町連が細則で定める方法によるものとします。

〈改正の主旨等〉

地方自治法の改正に対応して、書面やデジタル投票を行う場合の基準等を定めるものです。

審議案 第 3 号 役員の選任について(案)

2024年度 役員の選任案

2024年度は役員改選期ではありませんが、以下の一部役員の異動と理事の欠員補充を提案します。

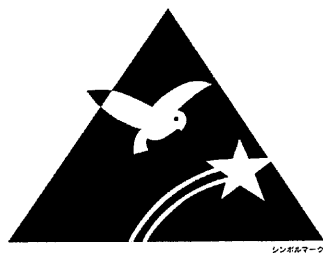
役職名	氏 名	町内会	新任、再任、異動
環境部長	山崎 啓二	土星	異動
環境理事	中田 稔	南十字星	異動
生活安全理事	長谷川 建	シリウス	新

夢トピア星置町内会連合会

住 民 憲 章

き ま り

令和6年5月26日



「住 民 憲 章」

わたしたちは、手稲山と石狩湾に囲まれた、自然と町並みが調和した夢トピア星置の住民です。

わたしたちは、このまちの住民であることに誇りをもち、今日よりも明日が健康で豊かな生活であることを、そして明るく、住み良い心のふれ合いのあるあたたかなまちであることを願っています。

わたしたちは、互いの幸せと快適な生活環境の確保につとめ、子どもからお年寄りまで、誰もが安全で安心して生活ができる、豊かな地域社会を目指すために、ここに「住民憲章」を定めます。

- ☆ 明るく、楽しい、健やかなまちにしましょう。
- ☆ 住民同士、心のふれ合うあたたかなまちにしましょう。
- ☆ 地域が連帯して、安全で住みよいまちにしましょう。
- ☆ 老後も、安心して住み続けられるまちにしましょう。
- ☆ 未来をになう、子どもの幸せなまちにしましょう。
- ☆ 文化を高め、スポーツを愛する健全なまちにしましょう。

付 則

- 平成5年4月11日制定
- このきまりは、平成5年4月11日から施行し、平成5年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成6年4月24日から施行し、平成6年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成7年4月29日から施行します。
- 一部改正 • このきまりは、平成9年5月11日から施行します。
- 全文改正 • このきまりは、平成10年3月14日から施行し、平成10年4月1日から適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成11年5月23日から施行し、平成11年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成12年5月21日から施行し、平成12年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成13年5月20日から施行し、平成13年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成14年5月19日から施行し、平成14年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成15年5月18日から施行し、平成15年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成16年5月16日から施行し、平成16年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成17年4月24日から施行し、平成17年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成18年4月23日から施行し、平成18年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成19年4月22日から施行し、平成19年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成20年4月20日から施行し、平成20年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成21年4月19日から施行し、平成21年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成22年4月18日から施行し、平成22年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成23年4月17日から施行し、平成23年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成26年4月20日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成27年4月19日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用します。
- 全文改正 • このきまりは、平成28年5月15日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成29年4月23日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、平成30年4月22日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、令和 2年5月24日から施行し、令和 2年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、令和 5年5月28日から施行し、令和 5年4月1日に遡及して適用します。
- 一部改正 • このきまりは、令和 6年5月26日から施行し、令和 6年4月1日に遡及して適用します。

夢トピア星置町内会連合会 きまり

住んでいる地域が、うるおいのある安全で住みよいまちになってほしいという願いは、このまちの住民共通のものです。

この願いの実現は、みんなの心の通い合いや、ふれあいの中から生まれてくるものです。

知恵を出し、力を合わせていくことが、この地域のより良いコミュニティを創り出すという認識に立って、調和のとれた自治活動を通じたまちづくりを目指します。

このために、この会を構成する各町内会のみんなが目指すべき理想の実現に向けて、共通することがらの処理及び事業等を行ないます。また、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、生活環境の向上や防災等に努め、地域の発展に寄与することを目的に、この「きまり」を定めます。

第1章 総 則

(名称等)

第1条 本会の名称、事務所、目的及び事業を次のとおり定めます。

名 称	本会は、夢トピア星置町内会連合会（以下「この会」という）と呼称します。
事務所	「夢トピアコスモプラザ」に置きます。
所在地	手稲区星置1条1丁目13番1号
目 的	この会を構成する各町内会に共通する問題の処理、事業等を行い、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、生活環境の向上や防災等につとめ、地域の発展に寄与することを目的とします。
事 業	① 各町内会との連絡・協調により会員相互の親睦と安全・安心・福祉の増進を図ること。 ② 行政情報の活用及び行政との連絡・協議に関すること。 ③ 各種団体等との折衝及び連絡・調整に関すること。 ④ 地域の将来計画の研究及び地域の振興・発展に関すること ⑤ 各町内会から要望を受けた事案を実施すること。 ⑥ 所有する資産及び委託を受けた施設の管理及び運営に関すること。 ⑦ 保有する資金の管理及び運用に関すること。 ⑧ 各町内会に係わる事務・事業の共同処理に関すること。 ⑨ その他この会の目的達成に必要な事業。

第2章 組 織

(区 域)

第2条 この会は、次の町内会の会員によって構成します。

- ・金星町内会 【星置1条1丁目1～7番】
- ・銀河町内会 【星置1条1丁目9～13番】
- ・土星町内会 【星置1条1丁目8, 14～20番】
- ・南十字星町内会 【星置1条2丁目3番】
- ・レインボー町内会 【星置1条2丁目1～2番、1条3丁目1～4番、1条4丁目2番、
1条3丁目6番5】
- ・火星町内会 【星置1条3丁目5番】
- ・オーロラ町内会 【星置1条3丁目6番】
- ・三日月町内会 【星置1条3丁目6番】
- ・すばる町内会 【星置2条1丁目1～5番】
- ・オリオン町内会 【星置2条1丁目7～11番】
- ・カシオペア町内会 【星置2条1丁目14番】
- ・シリウス町内会 【星置2条1丁目14番】
- ・水星町内会 【星置2条2丁目1～6番】
- ・海王星町内会 【星置2条2丁目7～14番】
- ・北斗星町内会 【星置2条3丁目1～7番】
- ・太陽町内会 【星置2条3丁目8～14番】
- ・木星町内会 【曙2条5丁目4番、5番3～16、6～10番】
- ・地球町内会 【曙2条5丁目5番1～2、11～18番】
- ・アンジェリア町内会 【手稲山口506番地】
- ・ほしが丘町内会 【星置3条1丁目1～33番】

(会 員)

第3条 第2条に定めるこの会の構成地域に居住する者は全てこの会に加入することができます。

この会は、正当な理由がない限りその入会を拒みません。

2 この会に入会する者は、所属する各町内会に入会手続きをとり、町内会長がこの会にそれを届け出るものとします。

3 町内に事務所を置く法人その他の団体は、この会の賛助会員となることができます。

4 会員の脱会は、所属する町内会から脱会したときとします。

(役員等)

第4条 この会に次の役員をおきます

会 長	1名
副 会 長	2名以内
部 長	9名
理 事	22名以内（ただし部長の欠員や兼務により実人員が部長の定数より少ない場合、その少ない人数分を理事の定数に上乗せすることができる）

監査委員 2名

- 2 役員は、会長の推薦及び各町内会から選出・推薦された「町連派遣役員」をもって「役員選考委員会」において人選し、総会の承認を得るものとします。
- 3 監査委員と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできないものとします。
- 4 役員の任期は2年とします。ただし再任を妨げないものとします。
- 5 役員は部長会の承諾を受けて辞任することができるものとします。
- 6 役員に欠員が生じ、これを補充した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とします。
- 7 会長は、役員に欠員が生じたときは、他の役員の中から後任の役員を選任することができるものとします。この場合、後任の役員の任期は前任者の残任期間とします。
- 8 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとします。
- 9 この会に顧問及び相談役を置くことができ、会長が選任し、総会の承認を得るものとします。任期は2年とします。ただし再任を妨げないものとします。
- 10 顧問及び相談役は、必要に応じて会長の相談を受けるほか、会議に出席し意見を述べることが出来ます。
- 11 役員の職務は、次のとおりとします。

会 長 会を代表し、会務を統括します。

副 会 長 会長を補佐し、担当職務を分掌し、会長に事故あるときはその職務を代行します。代行の順位については予め定めておくものとします。

部 長 部長は所管する部の統括責任者として業務の遂行にあたるものとします。

理 事 理事は何れかの部を分掌し、担当する業務を行なうものとします。

監査委員 会計、予算の執行、財産の管理及び業務執行の状況を監査します。

(各部の所管事項)

第5条 各部の所管事項は以下のとおりとします。

部 別	所 管 事 項 等
総 務 部	庶務・各種会議の主管、各部及び各单位町内会との連絡調整、行政及び地区内住民組織団体との渉外・連絡調整、自治意識の高揚及び組織の充実、会旗の管理、各種団体への助成金に関すること、会員名簿の作成・現況維持、懸案事項の促進及び各種資料の整備保管、その他各部に属さない事項。
会 計 部	会計事務、基金の管理及び運用。
管 財 部	物的資産及び会館の運営管理。
広 報 部	広報「星のまたたき」の編集・発行、住民活動の記録及び広報活動、住民憲章の推進。
福 祉 部	地域内福祉関係者との連携による高齢者・障がい者福祉対策とボランティア活動、敬老行事、WAYとの連携、各種健診、日赤社員募集および共同募金活動。サロンの開催支援。高齢者の「支え合い」活動支援事業。
環 境 部	環境美化・清掃、河川愛護、資源回収事業、花いっぱい運動の実施、排雪事業、飼育犬等の飼育マナーの啓蒙・管理の指導、クリーンさっぽろ衛生推進委員の活動、ごみ収集ルールの周知・指導。
生活安全部	交通安全施策の実施、街路灯の設置・保全、交通安全指導員に関すること。防犯および青少年非行防止、防火活動・防災体制の推進。
文 化 部	フェスティバルに関すること、文化及び健康づくり・スポーツの振興、生涯学習、会員の親睦・レクリエーション。
女 性 部	女性活動の推進、交通安全母の会活動、青少年健全育成の推進、子育て支援。

第3章 会 議

(会 議)

第6条 この会の会議は、次に定めるところによるものとします。

区 分	総 会	役員会	部長会
会議の構成	定時総会及び臨時総会とし会員をもって構成します。	監査委員を除く役員及び各町内会長をもって構成します。	会長、副会長、部長をもって構成します。
会議の招集	1. 定時総会は、毎年5月31日までに会長が招集します。 2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の者から請求があったとき会長が招集します。 3. 総会の招集の通知は、総会の日より五日前までに、その会議の目的及び審議事項等を示して行います。	必要に応じ会長が招集します。	必要に応じ会長が招集します。
議決及び協議事項	1. きまりの制定、改廃 2. 事業報告及び決算の承認。 3. 事業計画及び予算の承認。 4. 資産の管理及び増減に関する承認。 5. 役員の承認。 6. その他この会の重要事項に関すること。	1. この会の運営及びこの会が行なう事業の実施に関すること。 2. 会の運営上必要な規則・の制定・改廃に関すること。 3. 各町内会の事業活動に関わること。 4. 懸案事項の促進及び処理に関すること。 5. 地域の振興に関すること。 6. その他必要と認められる事項に関すること。	1. 事業計画、主要施策の実施にあたっての事前協議に関すること。 2. 総会、役員会に提案する会議資料に関すること。 3. 行政・地域団体等からの情報伝達・処理に関すること。 4. その他必要と認められる事項に関すること。
会議の成立	構成員の過半数の出席をもって成立します。た	構成員の過半数の出席をもって成立します。	構成員の過半数の出席をもって成立します。

	だし、委任状の提出者も含めます。		
議 長	この会の会長とします。	この会の会長とします。	この会の会長とします。
議 決	出席者の過半数の賛成により決し、賛否同数の場合は議長が決します。	出席者の過半数の賛成により決し、賛否同数の場合は議長が決します。	出席者の過半数の賛成により決し、賛否同数の場合は議長が決します。

- 2 総会において書面や電磁的方法による投票を行えるのは、感染症の拡大などにより会議場に集合して開催することが困難な場合に限ることとします。
- 3 前項の書面や電磁的方法による投票は、町連が細則で定める方法によるものとします。

第4章 委員会の設置

(委員会の設置)

第7条 この会に次の委員会を設置します。

委員会名	委員会の構成	事務局	所管業務
フェスティバル 委 員 会	会長が指名する者	文化部	フェスティバルの 企画、実施に係わる 業務。
役 員 選 考 委 員 会	会長、副会長、総務部長、顧問、相談役	総務部	役員の改選を必要 とする際の人選に係 わる業務。

- 2 上記の他、臨時に特別事業を行うため委員会を設置することができるものとします。
- 3 各委員会に、委員長及び副委員長各1名を委員の互選によって置くものとします。
- 4 委員の任期は1年以内とします。ただし、再任を妨げないものとします。

第5章 会計及び財産

(この会の会計及び財産等の管理)

第8条 この会の会計及び財産等の管理を、次のとおり定めます。

会計年度	毎年4月1日から、翌年3月31日までとします。
------	-------------------------

収 入	この会の運営に係わる経費は、次の収入をもってこれに充てます。 ①会費（各町内会の分担会費） ②補助金、助成金 ③寄付金 ④その他の収入
分担会費	この会を構成する各町内会は、会員1戸当月額250円を分担会費として、4月・7月・10月・1月の四半期ごとに3ヵ月分を取りまとめ、この会に納入するものとします。
支 出	総会において議決された予算に基づき、各部の事業を遂行します。
基金等の管理	コスモプラザ管理運営基金、財政調整基金及びその他の資産の管理、運用の状況を明らかにするため、帳簿を整備するものとします。

2 この会の所有する財産に関する収入及び支出については、別に会計を設けることができるものとします。

3 前号の規定により別の会計を設けると、または財産の取得もしくは処分するときは、総会の議決を経なければならないものとします。

4 本会の予算は、会長が作成し総会の議決を経て定めるものとします。これを変更する場合も、同様とします。

会計年度開始時に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができるものとします。

5 財産の管理・運営について必要な事項は、別に定めるものとします。

第6章 監査

(監査の時期と報告)

第9条 監査委員は、毎年会計年度終了後に監査を実施し、その結果を総会において報告するものとします。

第7章 慶弔・見舞

(慶弔等)

第10条 この会として行なう慶弔等については、次に定めるところによるものとします。

慶 事	対外的な慶事に、この会を代表して出席するとき。	1万円以内の祝儀
-----	--------------------------------	-----------------

弔 慰	対外的な弔事にこの会を代表して参列するとき。	1万円以内の香典
見 舞	特別に事由により、この会から見舞いを贈呈することが必要と認めたとき。	10万円以内の見舞金

- 2 地域に貢献する活動を行なった方に対して、謝礼の提供、表彰等を行なうことができるものとします。

第8章 役員等手当

(役員等手当)

第11条 この会の役員、顧問及び相談役には、次の手当を支給するものとします。

ただし、兼任による手当は重複支給しないものとします。この場合は高額な方を支給するものとします。

会 長	年額 40,000円	副 会 長	年額 30,000円
部 長	年額 20,000円	理 事	年額 12,000円
顧問・相談役	年額 6,000円	監査委員	年額 6,000円

- 2 会務を遂行するために必要な旅費、交通費、通信費等の費用弁償を行なうことができるものとします。

第9章 その他

(委任等)

第12条 このきまりの定めにかかわらず、この会を運営するうえにおいて特に急を要する事項並びに支障をきたす事項が生じたときは、会長は予算の補正並びに流用を含み、役員会の議決を経てこれらのことがらを執行することができるものとします。

ただし予算の補正を行なった場合には、次の総会に報告し承認を受けるものとします。

- 2 この会のきまりの改正は、総会の議決を受け、かつ、札幌市長の認可を受けなければならないものとします。
- 3 会長は、このきまりの施行に関して必要な細則を定めることができるものとします。
細則を定めたときは次の役員会に諮り承認を得るものとします。
- 4 会長は、この会の事務処理に関して必要な内規を定めることができるものとします。